

## 審査請求料の返還に関する改正特許法のご案内

韓国特許法第 84 条(特許料等の返還)の規定のうち、審査請求料の返還に関連する一部の規定が改正され、2021 年 8 月 17 日に公布されたことをご知らせ申し上げます。

従前の特許法第 84 条によれば、審査請求をした後、①専門機関による先行技術調査業務に対する結果通知があったとき、②同一人により同じ発明が同じ日に 2 件以上の特許出願がある場合に、当該特許出願人に期間を定めて協議の結果を申告するよう命じる協議結果申告命令があったとき、または、③拒絶理由通知があったときには、特許出願を取下げまたは放棄しても既に支払った審査請求料の返還を受けることができませんでした。

これに対し、改正特許法第 84 条では、次の通り改正されました。

上記①に対しては、先行技術調査業務の結果通知があった後に特許出願を取消しまたは放棄する場合にも、審査請求料の全額返還を受けることができるように改正されました。また、上記②、③に対しては、それぞれ「協議結果申告命令があった後、申告期間が満了する前」または「拒絶理由通知があった後、意見書提出期間が満了する前」に特許出願を取消しまたは放棄する場合に対して、審査請求料の 1/3 の返還を受けることができるように改正されました。

以上の改正事項は、附則に従って公布日から 3 カ月後の 2021 年 11 月 18 日以降に取下げまたは放棄した特許出願から適用されます。

---

### Kim&Chang\_IP

Direct: +82-2-2122-3900 | E-mail: [ip-group@kimchang.com](mailto:ip-group@kimchang.com)

### KIM & CHANG | INTELLECTUAL PROPERTY

Jeongdong Building, 17F, 21-15 Jeongdong-gil, Jung-gu, Seoul 04518, Korea

Tel: +82-2-2122-3900 (Operator) | Fax: +82-2-2122-3800 / +82-2-741-0328

[www.ip.kimchang.com](http://www.ip.kimchang.com)

---

Information in this e-mail is intended for the exclusive use of the individual or entity named above and may constitute information that is privileged or confidential or otherwise protected from disclosure. Dissemination, distribution, forwarding or copying of this e-mail by anyone other than the intended recipient is prohibited. If you have received this e-mail in error, please notify us immediately by telephone or e-mail ([ip-group@kimchang.com](mailto:ip-group@kimchang.com)) and completely delete or destroy any and all electronic or other copies of the original message and any attachments. Thank you for your cooperation.